

# 事業所関係者の皆様！！！！

# 消防法令違反

## していませんか？

消防法には、火災発生時、市民の方々の命を守るため、建物の規模や用途に応じて、消防用設備等の設置基準が定められています。



建物の**増改築**や**用途変更**などにより  
知らない間に**消防法令違反**となる  
場合がありますので、これらをお考えの方は、  
**必ず**消防本部に**相談**し、必要な届出をしてください。

～違反対象物公表制度が始まります！～

重大な消防法令違反の建物をインターネット上で公表します！

運用開始

2020年4月1日

公表の対象は？

特定防火対象物で**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、**自動火災報知設備**の設置義務があるにも関わらず**未設置**の場合が公表となります。



詳細はこちらから

蒲郡市 公表制度

検索

スマートフォンからも確認できます。



お問合せ先

蒲郡市消防本部予防課  
〒443-0005 蒲郡市水竹町下沖田25番地

☎ (0533)68-0937